

特定非営利活動法人 福岡県ライフセービング協会

設立総会議案書

令和元年 11月 21日(木) 18時20分より
ブリーグ会議室にて

特定非営利活動法人 福岡県ライフセービング協会 設立総会

日時:令和元年 11 月 21 日 18 時 20 分から 20 時 00 分

会場:ブリーグ会議室

議 事 次 第

一、開会

一、設立発起人代表挨拶

一、議長選出

一、議事録署名人選出

一、議案

第一号議案:設立趣旨に関する件(資料 1)

第二号議案:法第 2 条及び第 12 条に係る確認の件(資料 2)

第三号議案:定款に関する件(資料 3)

第四号議案:入会金、会費に関する件(資料 4)

第五号議案:財産に関する件(資料 5)

第六号議案:設立初年度及び翌年度の事業計画及び活動予算について(資料 6)

第七号議案:役員及び報酬に関する件(資料 7)

第八号議案:設立代表者の選任について(資料 8)

一、閉会

【資料】

- 1 第一号議案(設立趣旨に関する件)について
- 2 第二号議案(法第 2 条及び第 12 条に係る確認の件)について
- 3 第三号議案(定款に関する件)について
- 4 第四号議案(入会金、会費に関する件)について
- 5 第五号議案(財産に関する件)について
- 6 第六号議案(設立初年度及び翌年度の事業計画及び活動予算)について
- 7 第七号議案(役員及び報酬に関する件)について
- 8 第八号議案(設立代表者の選任)について
- 9 設立時の会員一覧

設立趣旨

1 趣 旨

- ・ 福岡県内におけるライフセービングクラブは現在では8クラブとなり、福岡県内の各クラブが連携して、1クラブでは成し得ない目的を達成し、ライフセーバーの知識や技術の標準化、高度化を図っていく利点が大きくなってきた。
- ・ 2019年4月に特定非営利活動法人日本ライフセービング協会が公益財団法人日本ライフセービング協会となり各都道府県協会設立を求めたことも相まって、2019年4月に任意団体福岡県ライフセービング協会を設立した。
- ・ 法人の種類としては、一般社団法人や一般財団法人、特定非営利活動法人(NPO 法人)などの選択肢があるが、活動内容の非営利性(ボランティア)や理事長をはじめ複数のメンバーの本職との兼ね合いなどから NPO 法人が最も適切である。
- ・ 法人化することによって、組織を発展、確立することができ、将来的にライフセービング文化の普及、啓蒙することができるようになり、地域社会に広く貢献することができる。

2 申請に至るまでの経過

- ・ 平成 31 年 4 月 任意団体 福岡県ライフセービング協会設立
- ・ 令和元年 11 月 設立総会

特定非営利活動促進法 第2条及び第12条(抜粋)

特定非営利活動促進法第2条第2項第2号の要件	
イ	宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと
ロ	政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと
ハ	特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと

特定非営利活動促進法第12条第1項第3号の要件	
暴力団でないこと	
暴力団の統制下にある団体でないこと	
暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ)の統制下にある団体でないこと	
暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと	

特定非営利活動法人 福岡県ライフセービング協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 福岡県ライフセービング協会と称し、英文名を Fukuoka Lifesaving Association とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県糟屋郡須恵町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、加盟する日本ライフセービング協会の目的、基本及び諸規程並びにその方針に従い、海岸をはじめとする福岡県内の水辺の事故防止に向けた安全教育、監視・救助、防災・防災教育、環境保全等を行うライフセービングの普及・啓発及び発展に関する事業を行い、地域住民の安全かつ快適な水辺の利用に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) ライフセービング活動としての水辺の監視・救助活動事業
- (2) ライフセービング活動としての教育及び普及事業
- (3) ライフセービング競技に関する事業
- (4) ライフセービング活動を行う個人または団体に対する管理及び監督、助成事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同の意思を届け出た個人及び団体
- (3) 贊助会員 この法人の事業を贊助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、その者が前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員、顧問及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、2人以内を副理事長とすることができる。

(選任等)

第14条 理事は、理事会において選任する。

2 監事は、総会において選任する。

3 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違

反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会の招集を請求し、若しくは招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならぬ。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問等)

第 20 条 この法人は、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦に基づき、総会の承認により理事長が委嘱する。

3 顧問は、役員並びに理事会の諮問に応じ法人の育成に協力、助言する。

4 顧問の委嘱期間は、委嘱の日から 2 年間とする。ただし、再委嘱を妨げない。

(名誉職)

第 21 条 この法人は、名誉会長及び名誉顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び名誉顧問は、総会において選任する。

(事務局)

第 22 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長を置くことができる。

3 職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 23 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 24 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 25 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算に関する事項
- (5) 事業報告及び活動決算に関する事項
- (6) 監事の選任又は解任、職務及び報酬に関する事項
- (7) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 53 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 26 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求もしくは招集があつたとき

(招集)

第 27 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項各号の規定による請求があつたときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 28 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 29 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 30 条 総会における議決事項は、第 27 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

第 31 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 29 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号、第 54 条及び第 55 条第 2 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 32 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者及び表決委任者にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名又は記名押印をしなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があつたものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 33 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 34 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 35 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があつたとき
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があつたとき

(招集)

第 36 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があつたときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 38 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 39 条 理事会における議決事項は、第 36 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 40 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 38 条、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第 41 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第 7 章 専門委員会

(設置等)

- 第 42 条 この法人は、専門的技能に基づく活動を行うため、理事会の承認を経て専門委員会を設置することができる。
- 2 専門委員会は、理事会の承認を得た委員によって構成する。
 - 3 専門委員会は、理事会の承認を得て委員長その他担当を置くことができる。

第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第 43 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 入会金及び会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生じる収益
 - (5) 事業に伴う収益
 - (6) その他の収益

(資産の区分)

- 第 44 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

- 第 45 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

- 第 46 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

- 第 47 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

- 第 48 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第 49 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 50 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 51 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 52 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 53 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 9 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 54 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 55 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 56 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会の議決により選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 57 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 58 条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行うとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 11 章 雜則

(細則)

第 59 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の主たる事務所は福岡県糟屋郡須恵町大字植木 587 番地 1 ウエルブライ特須恵ステーション 901 号に置く。

3 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 田原 幸佑

副理事長 鈴木 裕介

理事 谷川 晃子

同 中山 省悟

同 藤本 航軌

監事 友納 佑介

4 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 48 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

6 この法人の設立当初の事業年度は、第 52 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。

7 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 無料

(2) 年会費 正会員(個人) 60,000 円、正会員(団体) 60,000 円

一般会員(個人) 15,000 円、一般会員(団体) 15,000 円

賛助会員(個人、一口) 10,000 円(一口以上)、賛助会員(団体、一口) 10,000 円(一口以上)

入会金、年会費について

● 入会金

設立当初の入会金は無料とする。

● 年会費

設立当初の年会費は下表の通りとする。

正会員(個人)	60,000 円
正会員(団体)	60,000 円
一般会員(個人)	15,000 円
一般会員(団体)	15,000 円
賛助会員(個人)	一口 10,000 円(一口以上)
賛助会員(団体)	一口 10,000 円(一口以上)

設立当初の財産

●設立当初の財産

資産：367,812 円

　流動資産：367,812 円(現金預金)

　固定資産：なし

負債：なし

事業計画(令和元年度)(案)

成立の日から令和2年3月31日まで

特定非営利活動法人 福岡県ライフセービング協会

1 事業実施の方針

福岡県内をはじめとする水辺の事故防止に向けた安全教育、監視・救助、防災・防災教育、環境保全等を行うライフセービング活動を通じ、地域住民の安全かつ快適な水辺の利用に寄与することを目的として、ライフセービングに関わる活動を展開する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定期日時	実施予定期場所	従事者の予定期人数	受益対象者の範囲及び予定期人数	事業費の予算額(千円)
ライフセービング活動としての水辺の監視・救助活動事業	今年度は実施予定なし					
ライフセービング活動としての教育及び普及事業	今年度は実施予定なし					
ライフセービング競技に関する事業	今年度は実施予定なし					
ライフセービング活動を行う個人または団体に対する管理及び監督、助成事業	クラブ・講習会・資格管理事業	通年	福岡県	3名	有資格者150名	810
その他この法人の目的を達成するために必要な事業	人員派遣	通年	各地	2名	ライフセーバー200名	100

活動予算(令和元年度) (案)

設立の日から令和2年3月31日まで

特定非営利活動法人 福岡県ライフセービング協会

科目	金額 (単位:円)	
I 経常収益		
1 受取会費	780,000	
正会員受取会費	30,000	810,000
一般会員受取会費		
2 受取寄附金	0	
受取寄附金	0	0
施設等受入評価益	0	
3 受取助成金等	0	
受取民間助成金	0	0
4 事業収益		
水辺の監視・救助活動事業収益	0	
教育及び普及事業収益	0	
ライフセービング競技事業	0	
管理及び監督、助成事業	100,000	
目的を達成するために必要な事業	0	100,000
5 その他収益		
受取利息	0	
雑収入	0	0
経常収益計		910,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
諸謝金	0	
印刷製本費	0	
旅費交通費	100,000	
通信運搬費	0	
輸送運搬費	0	
消耗品費	0	
賃借料	0	
保険料	0	
租税公課	0	
交流会費	0	
支払助成金	810,000	
支払手数料	0	
その他経費計	910,000	
事業費計		910,000
2 管理費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
役員報酬	0	
法定福利費	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	0	
消耗品費	0	
通信運搬費	0	
支払手数料	0	
その他経費計	0	
管理費計		0
経常費用計		910,000
当期経常増減額		0
III 経常外収益		
1 固定資産売却益		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		0
設立時正味財産額		367,812
次期繰越正味財産額		367,812

事業計画(令和2年度)(案)

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

特定非営利活動法人 福岡県ライフセービング協会

1 事業実施の方針

福岡県内をはじめとする水辺の事故防止に向けた安全教育、監視・救助、防災・防災教育、環境保全等を行うライフセービング活動を通じ、地域住民の安全かつ快適な水辺の利用に寄与することを目的として、ライフセービングに関わる活動を展開する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定期日時	実施予定期場所	従事者の予定期人数	受益対象者の範囲及び予定期人数	事業費の予算額(千円)
ライフセービング活動としての水辺の監視・救助活動事業	大会監視・救助活動	4-11月	各地	30名	選手等 1000名	100
	監視・救助等に関する管理・統計・分析・広報	通年	福岡県	10名	関係各位 500名	60
ライフセービング活動としての教育及び普及事業	福岡ジュニアライフセービングチャレンジ	通年	シーサイト ももち	15名	参加者 50名	200
	ライフセーバー教育事業	10月	福岡県	10名	ライフセーバー 50名	55
ライフセービング競技に関する事業	福岡ライフセービング選手権大会	5月	シーサイト ももち	30名	ライフセーバー 50名	400
	ライフセービング競技事業	通年	各地	10名	ライフセーバー 100名	15
ライフセービング活動を行う個人または団体に対する管理及び監督、助成事業	クラブ・講習会・資格管理事業	通年	福岡県	3名	有資格者 150名	810
その他この法人の目的を達成するため必要な事業	人員派遣	通年	各地	4名	ライフセーバー 200名	112

活動予算(令和2年度) (案)

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

特定非営利活動法人 福岡県ライフセービング協会

科目	金額 (単位:円)	
I 経常収益		
1 受取会費	780,000	
正会員受取会費	30,000	810,000
一般会員受取会費		
2 受取寄附金	0	
受取寄附金	0	0
施設等受入評価益		
3 受取助成金等		
受取民間助成金	30,000	30,000
4 事業収益		
水辺の監視・救助活動事業収益	100,000	
教育及び普及事業収益	30,000	
ライフセービング競技事業	472,000	
管理及び監督、助成事業	350,000	
目的を達成するために必要な事業	0	952,000
5 その他収益		
受取利息	0	
雑収入	0	0
経常収益計		1,792,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
諸謝金	100,000	
印刷製本費	100,000	
旅費交通費	150,000	
通信運搬費	22,000	
輸送運搬費	100,000	
消耗品費	200,000	
賃借料	25,000	
保険料	20,000	
租税公課	0	
交流会費	215,000	
支払助成金	810,000	
支払手数料	10,000	
その他経費計	1,752,000	
事業費計		1,752,000
2 管理費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
役員報酬	0	
法定福利費	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	10,000	
消耗品費	20,000	
通信運搬費	10,000	
支払手数料	0	
その他経費計	40,000	
管理費計	40,000	
経常費用計		
当期経常増減額		0
III 経常外収益		
1 固定資産売却益		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		0
前期繰越正味財産額		367,812
次期繰越正味財産額		367,812

役員一覧 (案)

特定非営利活動法人 福岡県ライフセービング協会

役名	氏名(フリガナ)	住所又は居所	報酬の有無
理事長	タハラ コウスケ 田原 幸佑	福岡県糟屋郡須恵町植木	無
副理事長	スズキ ユウスケ 鈴木 裕介	福岡県福岡市東区千早	無
理事	タニカワ アキコ 谷川 晃子	福岡県宗像市自由ヶ丘南	無
理事	ナカヤマ ショウゴ 中山 省悟	福岡県福岡市東区馬出	無
理事	フシモト コウキ 藤本 航軌	福岡県糸島市美咲が丘	無
監事	トモノウ ユウスケ 友納 佑介	福岡県福岡市西区拾六町団地	無

設立代表者の選任

設立代表者候補:田原幸佑(設立発起人代表・設立後の理事長(予定))

本設立総会における議決事項を基とした設立認証申請に関する書類の作成及び定款その他の書類に関する原案の骨子に変更のない程度の字句の修正を設立代表者に一任する。

設立時の会員一覧

1	田原 幸佑	正会員(個人)
2	鈴木 裕介	正会員(個人)
3	谷川 晃子	正会員(個人)
4	中山 省悟	正会員(個人)
5	藤本 航軌	正会員(個人)
6	友納 祐介	正会員(個人)
7	山鹿 政則	正会員(個人)
8	小野 義明	正会員(個人)
9	特定非営利活動法人 新宮ライフセービングクラブ	正会員(団体)
10	福岡ライフセービングクラブ	正会員(団体)
11	宗像ライフセービングクラブ	正会員(団体)
12	博多サーフライフセービングクラブ	正会員(団体)
13	福間サンセットショアライフセービングクラブ	正会員(団体)
14	九州産業大学ライフセービングクラブ	一般会員(団体)
15	福岡大学ライフセービングクラブ	一般会員(団体)